

性的少数者に配慮した公文書における性別欄の見直し結果について

平成31年3月

	①対象文書	②廃止する	③自由記述とする など記載方法等を 工夫する	④医療上などの理 由により性別欄を 現状のままとする	(④のうち、既に配慮済)
合計	372	93	85	194	(25)
割合	100%	25.0%	22.8%	52.2%	(6.7%)

- 国や県以外の機関が様式を定めているものを除き、性別欄のある申請書等は372ありました。
- そのうち、今回の見直しにより47.8%が「②廃止する」または「③記載方法等を工夫する」としました。
- なお、「④現状のままとする」には「既に配慮済」のもの(6.7%)が含まれています。

【見直しの概要】

対象の所属：警察本部を除く知事部局、教育局、行政委員会等の機関。

見直し内容：各所属において事業の目的から性別欄が必要か否かを検討。不必要な場合は見直しを行う。

また業務上性別欄が必要な場合はその理由を明確にする。

対象公文書：㊦県が本人に性別の記載を求めるもの（申請書、アンケート等）

㊧県が本人に性別を記載して交付するもの（通知書等）

見直し時期：平成31年2月中に各所属において見直しを実施。